

指針対象物質の追加について

I 指針対象物質の追加

国ががん原性試験を行った 2 物質（① 1－ブロモブタン、② 2－アミノ－4－クロロフェノール）については、平成 20 年度に厚生労働省の委託事業で設けられた委員会（中央労働災害防止協会、「がん原性試験評価委員会」）において試験結果の検討を行い、いずれも「がん原性が認められる」と評価された。

このため、厚生労働省では、これら 2 物質について、労働安全衛生法第 28 条第 3 項に基づく指針を策定するとともに、リスク評価の対象とする予定としている。

II 今回の検討会での検討事項

今回の「化学物質の健康障害防止措置に関する検討会」においては、これら 2 物質について、指針を運用するための専門的事項（①保護具、②作業環境測定の方法）について検討していただく。検討していただいた事項は、指針の施行通達に反映させる予定である。

なお、指針項目の 7（表示等）については、平成 24 年 1 月の労働安全衛生規則の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）に伴い、指針の改正が必要となるが、改正内容は事務局にて検討する。